

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議
旅行商品造成促進等事業【概要版】

1. 目的

瀬戸内・松山地域の周遊又は同地域への誘客につながる宿泊旅行商品を造成・販売等する旅行会社に対して負担金の交付等を行う。

2. 対象事業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた旅行会社等

3. 対象商品

(1) 次のA群についての観光情報が掲載されているもの又は次の表のA群及びB群からD群までのいずれかについての観光情報等が掲載されているものであること。

A群 松山市

B群 広島市、呉市、廿日市市

C群 石崎汽船、瀬戸内海汽船

D群 JR四国、JR西日本

※ A群及びB群については、それぞれの自治体を含む連携中枢都市圏内の自治体を含む。

(2) A群の地域内での宿泊を伴うもの又はA群及びB群のそれぞれの地域内での宿泊を伴うものであること。

(3) 募集型企画旅行（パンフレット作成等）であること。

4. 負担金額等

造成・販売等（パンフレット作成等）に係る経費および調査・分析等の内容

※旅行会社（グループ会社を含む）あたり合計60万円/12ヶ月を上限

5. 負担金額の算定方法

分類	掲載内容	年間の負担金の額
1号負担金 (造成・販売負担金)	A群のみ	12万円以下
	(1) A群及びB群のみ (2) A群、C群及びD群のみ	24万円以下
	A群からD群まで	36万円以下
2号負担金 (調査・分析負担金)	販促の状況、月単位の送客数・宿泊数販売額等、 前年同月との比較等	12万円以下
	販促の状況、月単位の送客数・宿泊数販売額等、 前年同月との比較等並びにそれらの内訳（性別・年代・発地・販売店・宿泊場所・客単価等） 及びクロス集計等	24万円以下
合計		60万円以下

※今回の実績を、次年度の負担額決定の参考にする。